

仕 様 書

令和 7 年度小浜市国保ヘルスアップ事業委託契約書第 1 条第 2 号に規定する「仕様書」は、下記Ⅰ、Ⅱ及びⅢのとおりとする。

記

Ⅰ. 特定健康診査データ分析及び未受診者対策業務委託

1、件名

特定健康診査データ分析及び未受診者対策業務委託

2、委託の目的

福井県小浜市（以下「甲」という）の令和 5 年度の特定健康診査の受診率は 41.7%であり、第四期特定健康診査等実施計画において設定した受診率目標である 47.0%との乖離は大きい。本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

3、甲が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙 1－3「甲が乙に提供するデータ等」）を受託者（以下「乙」という）に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へ LGWAN を通じて提供するものとする。
- (3) (2) の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3) とともに運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

4、委託の内容

甲は受託者に対して以下の業務を委託する。

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

(ア) データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

(イ) 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

(ウ) 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

(イ) により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

(エ) 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

(オ) 統計情報の利用

甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）することができる。

(カ) 個人情報の廃棄等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、乙は、甲からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持することができる。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

(2) 通知による受診勧奨業務

乙は（1）に定めるデータ分析の結果を元に、次のとおり受診勧奨を実施する。

(ア) 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、甲が合意した者。

(イ) 通知物のデザイン

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法等を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する。

(ウ) 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

(エ) 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で 発送対応を行う。この際、転居情報などは、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

(オ) 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大 3 回とする。

(カ) 受診勧奨対象者の最終決定

甲から提供される既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の 2 週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

(キ) サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各 10 部のサンプルを納品する。甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(3) 医療機関分析業務

別紙 1 - 1 に定めるとおりとする。

(4) 通院中未受診者分析業務

別紙 1 - 2 に定めるとおりとする。

(5) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、ア～ウの報告業務を行う。

(ア) 期中報告業務

(1) に定めるデータ分析の結果について、甲に対し報告する。

(イ) 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告をする。

報告に当たって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。報告書に記載する結果は、受診勧奨における介入研究に関わる研究者（公衆衛生修士・博士またはそれに準ずる者）による示唆を踏まえたものとする。上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

(ウ) その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。本契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

Ⅱ． 特定健康診査データ分析及び継続受診対策業務委託

1、 件名

特定健康診査データ分析及び継続受診対策業務委託

2、 委託の目的

福井県小浜市（以下「甲」という）の令和5年度の特定健康診査の受診率は41.7%であり、第四期特定健康診査等実施計画において設定した受診率目標である47.0%との乖離は大きい。本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

3、 甲が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙1－3「甲が乙に提供するデータ等」）を受託者（以下「乙」という）に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へ LGWAN を通じて提供するものとする。
- (3) (2) の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3) とともに運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

4、 委託の内容

甲は受託者に対して以下の業務を委託する。

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

(ア) データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

(イ) 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

(ウ) 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

(イ) により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

(エ) 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を3特定し、甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

（オ）統計情報の利用

甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）する。

（カ）個人情報の廃棄等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、乙は、甲からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

（2）通知による受診勧奨業務

乙は（1）に定めるデータ分析の結果を元に、次のとおり受診勧奨を実施する。

（ア）対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、甲が合意した者

（イ）通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法等を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する。

（ウ）通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

（エ）通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報などは、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

（オ）通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

（カ）受診勧奨対象者の最終決定

甲から提供される既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

（キ）サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各 10 部のサンプルを納品する。甲が追加サンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(3) 医療機関分析業務

別紙 1－1 に定めるとおりとする。

(4) 通院中未受診者分析業務

別紙 1－2 に定めるとおりとする。

(5) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、ア～ウの報告業務を行う。

(ア) 期中報告業務

(1) に定めるデータ分析の結果について、甲に対し報告する。

(イ) 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告をする。

報告に当たって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。報告書に記載する結果は、受診勧奨における介入研究に関わる研究者（公衆衛生修士・博士またはそれに準ずる者）による示唆を踏まえたものとする。上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

(ウ) その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。本契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

Ⅲ. 生活習慣病重症化予防受診勧奨業務に関する業務委託

1. 件名

生活習慣病重症化予防受診勧奨業務に関する業務委託

2. 目的

福井県小浜市（以下「甲」という）の第三期データヘルス計画より、循環器系の疾患による死亡率が国よりも高く、医療費の上位に位置していることがわかる。特に、これらの原因となる生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症等）も外来医療費の上位に存在しており、早い段階で健康阻害因子を発見し「行動変容」を促すことで、市民の健康の維持・向上と医療費の適正化に寄与することが喫緊の課題と考える。そのためデータを活用した生活習慣病の未治療者・治療中断者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

3. 甲が行う業務

関係データ等の提供

委託業務に使用するため、下記のデータを受託者（以下「乙」という）に提供する。

- ア 医科のレセプト電算コード情報ファイル（2 1 _RECODEINFO_MED. CSV）
- イ DPC のレセプト電算コード情報ファイル（2 2 _RECODEINFO_DPC. CSV）
- ウ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル（2 4 _RECODEINFO_PHA. CSV）
- エ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報（横展開））ファイル_（FKAC 1 6 7）
- オ 被保険者管理台帳（S 2 6 _0 0 6）
- カ 印字用宛名データ
- キ 宛名に係る外字ファイル

*ア～ウ：

①対象者抽出用：対象者抽出時期に取得できる最新のものから過去約5年分

（例）令和7年6月審査分が最新であれば、令和7年6月審査分までの過去約5年分

②治療開始・再開者除外用：契約時点で最新の審査月以降、発送対象者確定時点で最新の審査分まで

（例）令和7年8月中下旬に対象者抽出を行い、9月末発送であれば、令和7年7月審査分から8月審査分まで

③報告書作成用：報告書作成時点で最新の審査分まで

（例）令和7年9月末発送で、令和8年3月下旬に報告であれば令和7年9月審査分から令和8年1月審査分まで（データ授受の時期によっては2月審査分まで）

エ：前年度1年分

オ～キ：提供時に最新のもの

※上記の他、必要なデータについては、別途、甲乙協議の上、提供する。

4. 甲及び乙が行う業務

(1) 介入対象者の決定

乙は、レセプト電算コード及び特定健診結果データの分析を行い、介入対象者として以下のア及びイに記載の生活習慣病重症化のハイリスク者を抽出する。抽出後、対象者の一覧を甲が確認し、以下エに記載の手順にて、介入対象者を決定する。なお、生活習慣病とは、糖尿病、高血圧、脂質異常症、慢性腎臓病 (CKD) を指す。

(ア) 未治療者の抽出について

未治療者は以下①・②両方の条件を満たすものを指す。

①事業実施前年度の特定健診結果データで、血糖、血圧、血中脂質、腎機能が受診勧奨判定値以上(*1)であるもの。

(*1) 受診勧奨判定値の定義は、原則、各項目以下の通り。

血糖：HbA1c 6.5%以上または空腹時血糖 126 mg/dL 以上

血圧：収縮期血圧 140 mmHg 以上または拡張期血圧 90 mmHg 以上

血中脂質：中性脂肪 300 mg/dL 以上、または LDL コレステロール 140 mg/dL 以上

腎機能：e-GFR 45ml/分/1.73 m²未満、または尿蛋白 (1+) 以上

②前年度健診受診月以降 (健診受診月を含む)、対象者抽出時に使用するレセプト電算コード情報において、傷病名 (確定または疑い) など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの。

(イ) 治療中断者の抽出について (任意)

治療中断者は以下①・②・③すべての条件を満たすものを指す。

①対象者の抽出に使用するすべての期間の外来レセプト電算コード情報において、同一年月に、同一の医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。(*2)

②対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の確定傷病名が記録され、かつ治療薬を処方されているもの。(*2)

③②の最後の生活習慣病の治療薬処方月の翌月から、対象者の抽出に使用するレセプト電算コード情報において6か月以上、傷病名 (確定または疑い) など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの。

(*2) 慢性腎臓病 (CKD) については確定傷病名のみで判定する

(ウ) 未治療者・治療中断者のグループ分け

未治療者に関しては、特定健診結果情報により 7 つのグループ (*3) に分類する。

(*3) 7 つのグループ分類の定義は以下の通り。

①血糖レベル 2： HbA1c 7.0%以上

②血糖レベル 1： HbA1c 6.5%以上 7.0 未満または空腹時血糖 126 mg/dL 以上

③血圧レベル 2： 収縮期血圧 160 mmHg 以上または拡張期血圧 100 mmHg 以上

- ④血圧レベル 1：収縮期血圧 140 mmHg 以上 160 mmHg 未満または拡張期血 90 mmHg 以上 100 mmHg 未満
- ⑤血中脂質レベル 2：中性脂肪 500mg/dL 以上または LDL コレステロール 180mg/dL 以上
- ⑥血中脂質レベル 1：中性脂肪 300mg/dL 以上 500mg/d 未満または LDL コレステロール 140mg/dL 以上 180mg/dL 未満
- ⑦腎機能：e-GFR45ml/分/1.73 m²未満、または尿蛋白（1+）以上

なお、複数疾患に該当する場合は、下記の考え方で優先順位付けを行い、グループを決定する

- ・レベル 2 をレベル 1 より優先する
- ・該当疾患のレベルが同じ場合は、腎機能、血糖、血圧、血中脂質の順で優先する
- ・腎機能においてはレベル分けを実施しないが、レベル 2 同等の扱いとする。

治療中断者に関しては、イで抽出した治療中断者のレセプト電算コード情報等を機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて治療復帰確率を算出した後、治療復帰確率の高低により、2つのグループに分類する。

(エ) 介入対象者の選定

甲は乙が抽出した対象者について、本事業の介入に適さないと思われるもの（*4）を確認し、介入が適さないものについて乙が作成した対象者一覧にフラグをたてる。乙は甲に対し、参考として、対象者の内、悪性新生物、精神疾患、アルツハイマー、指定難病、1型糖尿病、妊娠糖尿病、人工透析の記録のあるものを提示する。

なお、以下のものは対象者抽出時点で除外する。

- ・多胎児（*5）であることが疑われるもの
- ・個人番号では個人を特定できない（*6）ことが疑われるもの
- ・年度末年齢で 40 歳未満、あるいは 75 歳以上に該当するもの
- ・対象者抽出時点で国保資格を喪失しているもの
- ・未治療者や治療中断者の条件に該当するかを判定するのに必要な期間中に国保資格を喪失するなど、正しい判定ができないことが疑われるもの

（*4）対象者選定の際、対象者抽出に使用しているレセプト電算コード情報は保険診療を行った医療機関が保険者に診療報酬を請求するための明細書情報であり、必ずしも対象者本人の疾患に確実に合致しているとは限らないことに留意すること。

（*5）被保険者管理台帳に記載されている被保険者証番号、性別、生年月日は一致するが個人番号が異なるもの。

（*6）被保険者管理台帳に記載されている個人番号が同一にも関わらず、性別・生年月日が異なるもの。

(オ) 最終的な介入対象者の決定

乙は甲がフラグを立てた介入に適さないもの、および最終的な対象者決定時点での最新のレセプト電算コード情報で該当する生活習慣病の治療が確認されたものを対象者から除外し、最終的な介入対象者を決定する。最終的な介入対象者を決定後、甲の承諾をもって介入を実行する。

(カ) 参考情報の提示

乙は参考情報として、厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（平成31年4月25日改定）」で定められた糖尿病性腎症の定義①・②に該当するものの情報を整理・提供する

①糖尿病であること

②腎機能が低下していること

なお、①・②の詳細な基準は乙が定義するものとする

(2) 医療機関受診勧奨・生活習慣改善促進勧奨の実施

ソーシャルマーケティング及びナッジ理論の手法等を活用し、4.(1)ウに記載の①～⑦の未治療者7グループ、治療中断者2グループの合計9グループ分の資材を作成し、送付する4.(1)オで決定した最終的な介入対象者のうち、未治療に関しては各7グループの健診結果に応じた医療機関受診勧奨、生活習慣改善勧奨等の異なる資材を送付する。資材の形状は圧着はがきとする。未治療者および治療中断者の両方に該当するものについては、治療中断者として勧奨を実施する。

また、医療機関受診や生活習慣改善等を促すための疾患啓発用特設 Web サイトを作成し、未治療者の資材上の二次元コードからアクセスできるようにする。

(3) 受診勧奨結果報告

医療機関受診勧奨について、結果報告を行う。事業実施内容のほか、受診者数等を取りまとめる。

(4) 統計情報の利用

甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）する。

5. 契約締結後のスケジュールイメージ

各種データ授受（発送予定日の約2か月前）

対象者リストの提出（発送予定日の約1か月前）

除外用レセプトデータ授受（発送予定日の約2週間前）

最終的な介入対象者の決定（発送予定日の約1週間前）

受診勧奨通知発送（*7）

報告書作成用レセプトデータの授受（令和8年2月中旬～3月中旬）

事業報告書の提出（令和8年3月末まで）

(*7) 最短で発送可能な時期は7月初旬とする

6. その他留意事項

- (1) 成果物のうち受診勧奨資材および疾患啓発用特設 Web サイトに関する著作権は受託者のものとする。また、委託者は、受診勧奨資材が著作物に該当するとしないとにかかわらず、受診勧奨資材を改変、公表等するにあたっては、事前に受託者の承諾を得るものとする。